

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年8月1日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 翁長雄志

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成18年2月15日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその金額が1,000万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

1 議決事件名 工事請負契約について（定期点検補修工事）

（平成24年8月10日同意）

工 事 名 定期点検補修工事

契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区千代1丁目17番1号

商号 JFEエンジニアリング株式会社 九州支店

氏名 支店長 霜 知 宏

2 変更する事項 契約金額

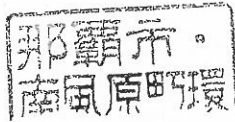
既 決 金 額 360,150,000円

変更する金額 369,190,500円

平成25年3月12日

那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 翁 長 雄 志



# 修繕工事請負仮契約書



那覇市・南風原町環境施設組合  
事務場所

定期点検補修工事

那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川65-0番地）

3 工事期間 自 平成24年 8 月 10 日（議決日）  
至 平成25年 3 月 15 日

4 請負代金額 ¥360,150,000-  
うち消費税及び地方消費税の額 ¥17,150,000-

(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則（平成19年規則第5号）第4条第1項第3号の規定に基づき、免除する。

6 前金払い 適用なし。

7 部分払い 適用なし。

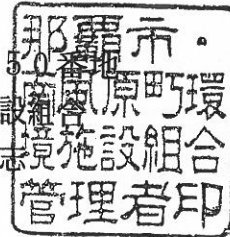
上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方押印の上、各自がその1通を所持する。

平成24年 8 月 3 日

発注者 沖縄県南風原町字新川65-0番地  
那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 翁長雄志



請負者 福岡県福岡市博多区手代1丁目17番1号  
JFEエンジニアリング株式会社九州支店  
支店長 宏





# 修繕工事請負変更契約書

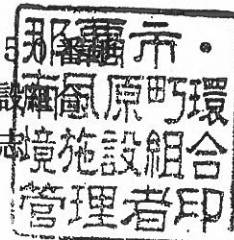
- 1 工事名称 定期点検補修工事
- 2 工事場所 那覇・南風原クリーンセンター (沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地)
- 3 変更工期 自 平成一一年一月一日  
至 平成一一年一月一日
- 4 請負増減額 ¥9,040,500- (増額)  
うち消費税及び地方消費税の額 ¥430,500-  
(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに  
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び工事設計変更協議書のとおり

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、平成24年8月10日に締結した修繕工事請負契約の一部を上記のとおり変更するので、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

平成25年 3月12日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地  
那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 翁長雄志



請負者 福岡県福岡市博多区千代1丁目17番1号  
JFEエンジニアリング株式会社九州支店  
支店長 霜知宏

